生活・環境

リサイクル・ごみ

資源の拠点回収

問 リサイクル清掃課　03-5803-1184

▶ **回収品目**

紙パック・衣類・蛍光管・乾電池・発泡スチロール食品トレイ・インクカートリッジ・プラスチック製ボトル・水銀使用計器類・携帯電話・スマートフォン

正しい出し方

種　類	出し方等
紙パック	中をすすぎ、切り開いて乾かす
衣類	洗うなどしてきれいな状態でビニール袋に入れる
蛍光管	直管型・環型・電球型の蛍光管は、割れないように買った時に入っていた箱に入れる又は紙に包んで回収ボックスへ
乾電池	使い捨ての筒形乾電池（一次電池）及びコイン型リチウム電池（形式番号CR又はBR）のみ回収
発泡スチロール食品トレイ	軽く洗って乾かす
インクカートリッジ	ブラザー・キャノン・エプソン・ヒューレットパッカードのみ回収
プラスチック製ボトル	プラマークが入っているボトル容器のボトル内を軽く洗う

ごみと資源の分け方・出し方

▶ **掲載内容**

ごみの分別方法、収集日、正しい資源の回収方法等のリサイクル・ごみに関する基本的な情報

▶ **無料配布**

- 転入時に戸籍住民課で配布
- 希望者に文京清掃事務所・地域活動センター窓口で配布

※区ホームページにも掲載

（令和4年度版見本）

問 文京清掃事務所　03-3813-6661

ごみの出し方

問 文京清掃事務所　03-3813-6661

可燃ごみ・不燃ごみ・資源はきちんと分別して、収集日（地域ごとに指定の曜日）の午前8時までに決められた集積所に出してください（湯島三丁目の一部地域は午前7時30分まで）。

なお、事業系ごみ（資源を含む）は全て有料です。事業系有料ごみ処理券（シール）を貼って出してください。処理券（シール）は、取扱店（区内商店・スーパー・コンビニ等）で購入できます。

種　類	集積所収集回数	内容・注意事項等
可燃ごみ	週2回	生ごみ（水分をよく切る）・プラスチック類・ゴム・皮革・紙くず等
不燃ごみ	月2回	金属・陶磁器・使い捨てカイロ・電球等
水銀含有物	月2回	▶ **蛍光管（直管型・環型・電球型蛍光管・白熱電球）** 不燃ごみの袋と分けて、購入時の箱に入れる又は紙に包んで集積所へ（割れているものには、箱又は紙に「キケン」と表示） ▶ **乾電池（アルカリ電池・マンガン電池・水銀電池・リチウム電池等）** セロハンテープやビニールテープを貼り絶縁させたうえ、不燃ごみの袋とは分けて中身が分かる袋（透明又は半透明の袋）に入れて集積所へ ▶ **水銀使用計器類（水銀血圧計・水銀体温計・水銀温度計）**
ボタン電池 充電式電池	—	電器店やリサイクル協力店等に設置されたBOXへ ※回収場所詳細は下記ホームページ参照 ▶ **ボタン電池** （一社）電池工業会　https://www.botankaishu.jp/m/top.php ▶ **充電式電池** （一社）JBRC　https://www.jbrc.com/general/recycle_kensaku/
資源	週1回	▶ **古紙［新聞（チラシ含む）・雑誌（雑がみ含む）・段ボール］** 種類別に分け、ひもで束ねて集積所へ ▶ **びん・缶［飲料用・食料用・スプレー缶（必ず空にする）］・ペットボトル** 集積所の各コンテナへ ※ペットボトルキャップは区内協力酒店等で回収

種　類	集積所 収集回数	内容・注意事項等
粗大ごみ	月2回 （申込制）	問 粗大ごみ受付センター　03-5296-7000（月～土曜、8:00～19:00） ▶ おおむね一辺30㎝以上の大きなごみ 料金分のシール（有料）を粗大ごみに貼り、指定された収集日8:00までに、建物の1階玄関先へ ※事前申込が必要、早めに粗大ごみ受付センターに申込のこと ※詳細はhttp://sodai.tokyokankyo.or.jp/参照
区が収集できないごみ	―	以下のごみは、購入店等専門処理業者に依頼（有料） ●有害性、危険性、引火性のあるもの（バッテリー・ボンベ類・石油・塗料・印刷インキ・薬品類） ●処分作業に支障をきたすおそれのあるもの（耐火金庫・消火器・オートバイ・自動車タイヤ・ピアノ・コンクリート・土石等）

犬・猫などの動物死体処理

飼い主の依頼（届出）により、有料で清掃事務所で処理することもできます［1頭2,600円（25kg未満）］。

飼い主のいない場合は、放置されている道路や土地の管理会社が自己処理することになっています。死んでいる場所により、下記へ連絡してください。

死んでいる場所	問合せ	手数料
敷地内	自己処理又は文京清掃事務所03-3813-6661	1頭2,600円
私道		
都道	文京清掃事務所（東京都の委託）03-3813-6661	無料 （各管理者が負担）
区道	道路課維持係03-5803-1250	
国道	東京国道事務所万世橋出張所03-3253-8361	
公園	みどり公園課整備係03-5803-1253	

水道・下水道・電気・ガス

	内　容	問合せ	
水道	引越し、契約の変更、料金、漏水修繕、その他	東京都水道局お客さまセンター（23区） 0570-091-100（ナビダイヤル）、03-5326-1101	
下水道	公道の下水管（雨水ますを除く）がつまったとき	東京都下水道局北部下水道事務所文京出張所 03-5976-2516（休日・夜間は下水道受付センターに自動転送）	
	私道・宅地内の下水道や水洗トイレの排水設備がつまったとき	東京都管工事工業協同組合・総合設備メンテナンスセンター 0120-850-195（携帯電話・PHS03-3585-0195）	
	臭気のひどいとき	東京都下水道局北部下水道事務所文京出張所 03-5976-2516	
	特定施設及び除害施設などの届出	東京都下水道局北部下水道事務所お客さまサービス課水質規制担当 03-5825-4172（夜間03-5820-4341）	
電気	引越し、契約の変更	東京電力東京カスタマーセンター	0120-995-005
	その他		0120-995-006
	上記番号を利用できない場合		03-6375-9786（有料）
ガス	引越し	東京ガスお客さまセンター	0570-002-211
	上記番号を利用できない場合		03-3344-9100

道　路

	内　容	問合せ
区道	街路灯の故障	道路課維持係 03-5803-1250
	占用許可	土木部管理課道路占用係 03-5803-1242
私道	保安灯の故障	道路課維持係 03-5803-1250
都道	街路灯の故障	東京都第六建設事務所文京工区 03-3811-3435
	占用許可	東京都第六建設事務所管理課占用担当 03-3882-1232
国道	街路灯の故障	国土交通省東京国道事務所万世橋出張所 03-3253-8361
	占用許可	国土交通省東京国道事務所万世橋出張所 03-3253-8361
雨水ます		道路課維持係 03-5803-1250
汚水ます		東京都下水道局北部下水道事務所文京出張所 03-5976-2516
屋外広告物		土木部管理課道路占用係 03-5803-1242

土地・建築

	内　容	問合せ
都市計画情報の閲覧	建築物の用途、構造等を規制する用途地域等の都市計画の情報は、区ホームページ又は都市計画課で閲覧可能	都市計画課都市計画担当 03-5803-1239
建築確認申請	家を新築・増築・改築する場合、工事を始める前に確認済証の交付を受けることが必要	建築指導課 03-5803-1263
住居表示に関する届	建物を新築・新設・建替えする場合、「建物その他工作物新築・新設届」の提出が必要	区民課庶務係 03-5803-1171

まちづくり

		内　容	問合せ
細街路の拡幅整備		現況幅員4m未満の道（細街路）に接する敷地に建物を新築（増改築を含む）する場合、建築確認申請前に拡幅整備の協議 ※拡幅整備された箇所は、「後退表示板」を設置	地域整備課 （中心線協議） 03-5803-1500 （整備） 03-5803-1268
崖等整備資金助成事業		高さが2mを超える部分を含む崖・擁壁を整備する工事及び崖下建築物の減災工事に対し、その費用の一部を助成	地域整備課 03-5803-1846
不燃化特区事業		大塚五・六丁目地区において、一定の要件を満たす場合、老朽建築物の建替えや除却にかかる費用の一部及び建替えに伴う引越し時の費用の一部を助成	地域整備課 03-5803-1844
ブロック塀等改修工事費助成		地震時に倒壊のおそれがあるブロック塀等を改修する工事に対し、その費用の一部を助成	地域整備課 03-5803-1500
耐震化促進事業		昭和56年5/31以前に建築された建物の耐震診断や、一定の要件に合った住宅や分譲マンション等の耐震改修設計・耐震改修工事を行う所有者の方に、費用の一部を助成	地域整備課 03-5803-1846
空家等対策事業		管理不全な空家等について、区の補助により所有者等が自ら除却を行い、その土地を区が10年間無償で借り受け、有効活用を図る	住環境課 03-5803-1374
空家等利活用事業		区内の空家等の所有者と利活用希望者のマッチング、空家等を10年以上地域活性化施設として一定の条件で活用する場合に改修費用を補助	
マンション管理に関する助成		長期修繕計画の作成費用や劣化診断調査費用、共用部分のバリアフリー化工事費用の一部の助成等	
安全・安心まちづくり活動支援		町会・自治会等の安全・安心まちづくり活動を行う団体に対し、防犯パトロールを行う際に必要な資器材等の購入費用の一部を補助	危機管理課 03-5803-1280
資器材の貸出	地域が行うパトロール	ぶんちゃんパトロールベスト等の貸出	
	青色防犯パトロール	警察から自動車による自主防犯パトロールを行うことを承認されたボランティア団体への青色回転灯等の貸出	

住　宅

	内　容	申込資格	募集方法	問合せ
区営住宅	低所得者世帯に提供する住宅	①区内に1年以上引続き居住している ②同居する親族等がいる ③世帯の所得が基準内である ④現に住宅に困窮している ⑤暴力団員でない　ほか	空家が発生した場合に、区報等でお知らせ	福祉住宅サービス 03-5803-1238
都営住宅	●5月上旬＝家族向・単身者向等（抽せん方式） ●8月上旬＝家族向（ポイント方式）、単身者向・シルバーピア（抽せん方式） ●11月上旬＝家族向・単身者向等（抽せん方式） ●2月上旬＝家族向（ポイント方式）、単身者向・シルバーピア（抽せん方式） ※その他、毎月募集と随時募集を実施		広報東京都、区報等でお知らせ	東京都住宅供給公社都営住宅募集センター 03-3498-8894 テレホンサービス 03-6418-5571

文京区すまいる住宅登録事業

問 福祉住宅サービス　03-5803-1238

民間賃貸住宅市場において入居制限を受けやすいひとり親・高齢者・障害者の入居を拒まない住宅です。

※登録状況、登録住宅の条件・入居できる人の要件は区ホームページ又は福祉住宅サービスへ

文京区住まいの協力店

不動産業界団体から推薦を受けた店舗を「住まいの協力店」とし、民間賃貸住宅市場において入居制限を受けやすい、ひとり親・高齢者・障害者に対し、適切な民間賃貸住宅の情報を提供します。また、区に登録されたすまいる住宅を仲介します。

高齢者・障害者の住宅

	内　容	申込資格	募集方法	問合せ
シルバーピア	手すりや緊急通報装置を設置するなど高齢者に配慮した集合住宅	①65歳以上のひとり暮らし又は65歳以上の方と60歳以上の方で構成する2人世帯（夫婦又は2親等以内等） ②区内に引続き3年以上居住している ③世帯の所得が基準内である ④自立して日常生活が営める ⑤現に住宅に困窮している ⑥暴力団員でない　ほか	空き家が発生した際に住宅をあっせんする方を「あき家入居登録者」として事前に登録、毎年6月下旬～7月上旬頃に募集、区報等でお知らせ	福祉住宅サービス 03-5803-1238
障害者住宅	居室内の流しや洗面台の高さが調整できるなど障害者に配慮した集合住宅	①身体障害者手帳1～4級、愛の手帳1～3度に該当するひとり暮らし又は同居する親族等で構成する世帯 ②区内に引続き3年以上居住している ③世帯の所得が基準内である ④自立して日常生活が営める ⑤現に住宅に困窮している ⑥暴力団員でない	空き家が発生した場合に、区報等でお知らせ	

高齢者・障害者・ひとり親家庭への住宅助成

	対　象	内　容	問合せ
高齢者世帯移転費用等助成事業	満65歳以上のひとり暮らし又は満65歳以上の方を含む満60歳以上の方のみの世帯	区内に引続き1年以上居住の高齢者世帯・障害者世帯又はひとり親世帯が、住環境改善又は立退き要求のため区内の民間賃貸住宅に住み替える場合に、住み替え前後の家賃の差額及び引越に要した費用の一部を助成（世帯の所得が基準内であることなどが必要）	福祉住宅サービス 03-5803-1238
障害者世帯移転費用等助成事業	身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方を含む世帯		
ひとり親世帯移転費用等助成事業	父又は母と児童で構成する世帯又は養育する方（祖父母又は兄姉）と児童で構成する世帯		

高齢者・障害者・ひとり親家庭への住宅助成

	対　象	内　容	問合せ
すみかえサポート事業	満60歳以上の方のみで構成する世帯	連帯保証人が確保できないことから、民間賃貸住宅への入居が困難である、区内に引続き1年以上居住の高齢者世帯・障害者世帯又はひとり親世帯について、区と協定を締結した民間保証会社が、入居者との保証委託契約に基づき、賃貸人に対して滞納家賃などの債務を保証。また、区が初回保証料の一部を助成（世帯の所得が基準内であることなどが必要）	福祉住宅サービス 03-5803-1238
	身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方がいる世帯		
	父又は母と児童で構成する世帯又は養育する方（祖父母又は兄姉）と児童で構成する世帯		
高齢者等住宅修築資金助成	高齢者・心身障害者世帯	高齢者・心身障害者世帯のバリアフリー化等工事に要する費用の一部を助成（資金助成の利用には他の助成を受けていないこと、事前の申請等が必要）	住環境課 03-5803-1374

自転車・交通

自転車を安全に利用する際は、交通ルールを守り、安全に利用しましょう。

自転車駐車場対策

問 土木部管理課交通安全係　03-5803-1244

一時利用制自転車駐車場（時間利用制）

対　象　通勤・通学等で自転車を利用する方
利用方法　利用後に利用時間に応じて料金を支払い
各駐車場管理人室　春日　03-5802-2900
後楽園　03-3817-0766

駐車場名	所在地
後楽園自転車駐車場	春日1-15地下
春日自転車駐車場	春日1-16地下
茗荷谷中央第一・第二自転車駐車場	大塚1-4-15
中央大学茗荷谷キャンパス内自転車駐車場	大塚1-4-1
千石東自転車駐車場	本駒込2-29先
千石西自転車駐車場	千石1-27先
千石南自転車駐車場	白山5-17
護国寺駅西自転車駐車場	音羽2-12先
東大前自転車駐車場	向丘2-2先
本郷三丁目自転車駐車場	本郷3-36
礫川公園前自転車駐車場	春日1-15
後楽園駅前自転車駐車場	春日1-15先
江戸川橋交番横自転車駐車場	関口1-23
江戸川橋新目白通り自転車駐車場	関口1-23先
江戸川橋B自転車駐車場	関口1-20先

レンタサイクル事業

問 春日自転車駐車場予約受付電話　03-5802-2900

	住　所
対象	中学生以上（小学生以下は保護者同伴時のみ可）
利用時間	7:00～20:00（12/29～1/3を除く）
利用料	1日1回500円
利用方法	本人確認書類（健康保険証、運転免許証、学生証等）を持参のうえ、春日自転車駐車場管理人室へ（予約は1か月前から受付）

定期利用制自転車駐車場（登録制）

対　象　通勤・通学等で自転車を利用する方
利用料　年額24,000円
利用受付　一斉募集＝1月中旬受付開始
申込先　土木部管理課
利用期間　4月1日～翌年3月31日（4月1日以降の登録者は登録日～3月31日）

駐車場名	所在地
水道橋A自転車駐車場	後楽1-1先
水道橋B自転車駐車場	本郷1-3先
湯島自転車駐車場	湯島3-47先
江戸川橋A自転車駐車場	関口1-21先
江戸川橋B自転車駐車場	関口1-20先
江戸川公園前自転車駐車場	関口2-2
茗荷谷A自転車駐車場	大塚3-1先
茗荷谷B自転車駐車場	大塚3-30
茗荷谷駅自転車駐車場	小日向4-6-15
中央大学茗荷谷キャンパス内自転車駐車場	大塚1-4-1
飯田橋自転車駐車場	後楽2-1先
飯田橋臨時自転車駐車場	後楽1-10先
東大前自転車駐車場	向丘2-2先
根津一丁目自転車駐車場	根津1-17
根津二丁目自転車駐車場	根津2-12先
本郷三丁目自転車駐車場	本郷3-36
本郷三丁目駅自転車駐車場	本郷2-39-1
本郷三丁目臨時自転車駐車場	本郷2-40先
本駒込A自転車駐車場	向丘2-37先
本駒込B自転車駐車場	本駒込1-6先
白山上自転車駐車場	白山5-34
白山下自転車駐車場	白山5-1先
白山京華自転車駐車場	白山5-1先
千石南自転車駐車場	白山5-17
シビックセンター 幼児2人同乗用自転車駐車場	春日1-16-21

放置自転車対策

問 土木部管理課交通安全係 📞03-5803-1244

自転車整理員を毎日駅前に配置して整理を行い、定期的な放置自転車の撤去を行っています。

撤去自転車の返還方法

返還日時	毎日11:00～20:00(12/29～1/3を除く)
返還場所	●第一保管所(音羽1-23先) 撤去駅:江戸川橋・茗荷谷・千石・護国寺・巣鴨・新大塚・湯島・御茶ノ水 ●春日自転車保管所(春日1-16春日通り地下) 撤去駅:上記以外
持参するもの	引取手数料(自転車4,000円、ミニバイク6,000円)、自転車の鍵、引取りに来る方の本人確認書類(健康保険証・運転免許証等)
保管期間	撤去日から40日間

第三者行為による傷病(被害)届

問 国保年金課国保給付係 📞03-5803-1193
国保年金課高齢者医療係 📞03-5803-1205

交通事故など他人(第三者)の行為でケガをした際は、国民健康保険の加入者は国保給付係へ、後期高齢者医療制度の保険証で治療を受ける方は高齢者医療係へ、必ず「第三者行為による傷病(被害)届」を提出してください。

※国民健康保険・後期高齢者医療制度の加入者以外の方は、加入している健康保険に問合せ

区民交通傷害保険

問 区民課区民交通傷害保険 📞03-5803-1384

交通事故にあったとき、保険金を受取れる制度です。自転車賠償責任プランは、自転車の使用により損害賠償責任を負った場合、その費用を受取れる制度です。区内に住所のある方ならどなたでも加入できます。区内の金融機関・ゆうちょ銀行・郵便局、区民課区民交通傷害保険窓口で加入できます。

申込期間

2月上旬～3月下旬(年1回)

コース	一時払保険料(年額)	最高保険金額
基本	900円	150万円
	1,500円	350万円
	2,500円	600万円
基本 + 自転車賠償責任プラン	1,400円	35万円(交通傷害) +1億円(自転車賠償)
	1,900円	150万円(交通傷害) +1億円(自転車賠償)
	2,500円	350万円(交通傷害) +1億円(自転車賠償)
	3,500円	600万円(交通傷害) +1億円(自転車賠償)

文京区自転車シェアリング事業

自転車シェアリングは地域内に設置されたサイクルポート(自転車の貸出・返却拠点)で原則として24時間どこでも自転車を借りたり返したりできるシステムです(有料)。

※異なる事業者のポートに返却不可

利用方法

利用には、会員登録が必要

※登録方法等詳細は、各事業者のホームページ参照

- **ドコモ・バイクシェア**
  https://docomo-cycle.jp/tokyo/
- **LUUP**
  https://luup.sc/
- **HELLO CYCLING**
  https://www.hellocycling.jp/

コミュニティバス「Bーぐる」

問 区民課庶務係コミュニティバス担当 📞03-5803-1387

文京区コミュニティバス「Bーぐる」は、「千駄木・駒込ルート」「目白台・小日向ルート」「本郷・湯島ルート」の3路線が運行しており、年中無休で文京区内を巡っています。

料 金 100円

運行時間 20分間隔

Bーぐるマップ

- **掲載内容**
  路線図、時刻表、特典情報など
- **無料配布**
  区民課・シビックセンター1階受付・文京区観光インフォメーション・行政情報センター・地域活動センター等で配布
  ※区ホームページにも掲載

(令和5年度版見本)

公園・児童遊園

問 みどり公園課 ☎03-5803-1252

　自然が失われつつある都市生活の中で、きれいな空気や緑の樹木は、安らぎと潤いを与えてくれます。公園は、憩いの場であるとともに、地域のコミュニティ育成の場にもなります。
　区では、美しい自然や水辺など特色ある公園づくりを進めています。また、子どもたちが安心して遊べるようにまちの各所に児童遊園を設置しています。これらの公園・児童遊園は災害時の一時集合場所としても重要な役割を担っています。

区立公園（46か所）

令和5年6月1日現在

名　称	所在地
後楽	後　楽1-6
礫川	春　日1-15
はつね広場	小石川1-9
井上	〃　3-20
小石川三丁目緑地	〃　3-22・24
竹早	〃　5-9
久堅	〃　5-27
白山	白　山5-31
丸山新町	〃　1-27
千石	千　石1-4
千石緑地	〃　1-6
文京宮下	〃　4-23
小日向	小日向1-11
新大塚	大　塚1-8
大塚仲町	〃　3-12

名　称	所在地
大塚窪町	〃　3-26
教育の森	〃　3-29
窪町東	大　塚3-30
大塚	〃　4-49
大塚坂下町	〃　6-10
江戸川	関　口2-1
関口三丁目	〃　3-2
関口台	〃　3-11
肥後細川（庭園）	目白台1-1
目白台運動	〃　1-19・20
元町	本　郷1-1
本郷給水所（公苑）	〃　2-7
春木町	〃　3-43
清和	〃　4-22
お茶の水	湯　島1-4

名　称	所在地
新花	〃　2-31
切通	〃　4-6
西片	西　片2-3
千駄木ふれあいの杜	千駄木1-11
須藤	〃　3-4
駒込林町	〃　3-15
千駄木	〃　5-43
団子坂上広場	〃　5-4
駕籠町	本駒込2-10
駒込	〃　3-18
神明	〃　4-13
動坂	〃　4-18
神明都電車庫跡	〃　4-35
富士前	〃　5-17
神明北	〃　5-67
六義	〃　6-16

区立児童遊園（66か所）

名　称	所在地
春日一丁目	春　日1-9
春日二丁目	〃　2-11
小石川一丁目	小石川1-24
八千代町	〃　3-30
小石川四丁目	〃　4-13
白山一丁目	白　山1-29
白山二丁目	〃　2-7
白山二丁目第二	〃　2-25
白山三丁目	〃　3-6
白山四丁目	〃　4-37
白山四丁目第二	〃　4-4
白山五丁目	〃　5-12
白山五丁目第二	〃　5-35
林町	千　石1-6
千石一丁目	〃　1-24
氷川下	〃　3-5
西原町	〃　4-34
千石四丁目	〃　4-40
水道一丁目	水　道1-6
水道二丁目（休止中）	〃　2-9
茗荷谷	小日向1-19
小日向台町	〃　2-8
小日向	〃　2-9

名　称	所在地
小日向二丁目	〃　2-23
ポポー広場	大　塚5-13
大塚五丁目	〃　5-16
えのき広場	〃　6-19
大塚	〃　6-22
ひょうたん広場	〃　6-33
関口一丁目	関　口1-9
目白台	目白台3-13
目白台三丁目	〃　3-15
文京雑司ヶ谷ひろば	〃　3-29
音羽	音　羽1-19
春日園	本　郷1-33
真砂	〃　4-8
本郷四丁目	〃　4-28
本郷五丁目	〃　5-22
台町	〃　5-13
台町第二	〃　5-18
森川町	〃　6-10
清水坂上	湯　島3-2
湯島三丁目	〃　3-26
丸山福山	西　片1-20
西片二丁目	〃　2-19
向丘一丁目	向　丘1-10

名　称	所在地
向丘二丁目	〃　2-12
大観音	〃　2-38
弥生	弥　生2-9
根津一丁目	根　津1-15
八重垣第一	〃　1-17
根津二丁目	〃　2-22
根津二丁目第二	〃　2-13
汐見	千駄木2-19
千駄木二丁目	〃　2-38
千駄木三丁目	〃　3-42
千駄木三丁目第二	〃　3-12
千駄木	〃　5-17
西林ひろば	〃　5-11
竜光寺	本駒込1-5
本駒込一丁目	〃　1-18
本駒込一丁目第二	〃　1-16
本駒込二丁目	〃　2-9
本駒込二丁目第二	〃　2-12
本駒込三丁目	〃　3-11
本駒込	〃　3-22

緑化

問 みどり公園課緑化係 ☎03-5803-1254

屋上等緑化の助成

屋上やベランダ、壁面において緑化を行う場合、経費の一部を助成します。

生垣造成の補助

生垣の造成費用の一部を補助します。また、生垣造成に伴い既存のブロック塀や万年塀の撤去費用についても補助します。

葬祭

区民葬儀

問 福祉政策課 ☎03-5803-1202

葬儀費用の負担軽減のため、区民葬儀取扱業者が行っている葬儀を協定料金で利用できます。

葬儀には、別途諸費用が必要になる場合があります。

▶ 利用方法

戸籍住民課で区民葬儀利用券を受取り、区民葬儀取扱指定店の看板がある葬儀店へ申出

※取扱指定店は、福祉政策課へ問合せ

▶ 区民葬儀を利用した方への費用助成

対象 区民葬儀券の「火葬券」「祭壇券」を利用し、葬儀を行った喪主で、以下のいずれかに当てはまる場合

①喪主が葬儀の日において区内に住所を有している

②死亡者が死亡の日において区内に住所を有している

助成内容 葬儀1件あたり1万円

葬祭費を支給

問 国保年金課国保給付係 ☎03-5803-1193
国保年金課高齢者医療係 ☎03-5803-1205

国民健康保険、後期高齢者医療制度の加入者が死亡したとき、その葬祭を行った方に葬祭費を支給します。

なお、亡くなった方が、国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入する前の健康保険に本人として1年以上加入し、資格喪失後3か月以内に亡くなった場合は、前の健康保険から支給を受けることができます。

▶ **支給金額** 7万円

▶ **申請期間** 葬祭を行った日の翌日から2年間

※国民健康保険の加入者は国保給付係へ、後期高齢者医療制度の加入者は高齢者医療係へ申請

※国民健康保険・後期高齢者医療制度の加入者以外の方が死亡したときは、加入している健康保険に問合せ

ペット

問 生活衛生課環境衛生担当 ☎03-5803-1227

犬を飼うには

▶ 登録

生後91日以上の飼い犬は、必ず登録

▶ 注射

狂犬病予防注射は、毎年動物病院等で受け、保健所（生活衛生課）で注射済票の交付（交付料550円）

※詳細は生活衛生課へ

飼い主のいない猫の去勢・不妊手術

区が手術費用を一部助成します（上限あり、要事前申請）。

※詳細は生活衛生課へ

犬が咬傷事故を起こしたとき

犬の飼い主は、飼い犬が人を咬んだとき、24時間以内に事故発生地の保健所に届出てください。

犬・猫などの相談 P42

犬・猫などの動物死体処理 P73